

店舗販売業：体制省令適合確認表 1（特定販売の実施なし又は開店時間外の特定販売実施なし）

施設名称	
開店時間	() : ~ : , () : ~ : , () : ~ :

体制省令適合確認表略号

	薬剤師	登録販売者	要指導医薬品	第一類医薬品	一般用医薬品(1~3類医薬品)	情報提供場所(※)
略号	薬	登	要	1類	一般	情

(※) 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の情報提供場所が異なる場合はご相談下さい

体制省令適合確認表

体制省令	計算式(時間は週当たり・勤務時間は総和)	計算結果	
第2条第1項第4号	【薬医薬品販売勤務時間(時間)+登勤務時間(時間)】÷【情(箇所)】÷【要又は一般販売時間(時間)】		≥1
第2条第1項第5号	【薬医薬品販売勤務時間(時間)】÷【情(箇所)】÷【要又は1類販売時間(時間)】		≥1

以下、特定販売を実施する場合にのみ記入

【週当たり開店時間】		≥30
【22時～5時以外の週当たり開店時間】		≥15